

市第116号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「又は」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加え、「（明治31年法律第9号）」を「（明治29年法律第89号）」に改める。

第15条第1項中「係る所得割額」の次に「及び均等割額のうち同法第310条に定める額を超える額」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い横浜市国民健康保険の被保険者の見直しを図るとともに、横浜みどり税条例の制定に伴い国民健康保険料の所得割額の算定方法を改める等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。